

提出書類		備考
<input type="checkbox"/>	1 宅地建物取引士資格 登録申請書	
<input type="checkbox"/>	添付 写真(縦3.0cm × 横2.4cm) 1枚	申請書に貼付けしてください。
<input type="checkbox"/>	2 手数料等納付証明書貼付用紙	※37,000円分の手数料が必要です。手数料収納窓口で手数料を納付し、発行されるレシートを貼付してください。 ※なお、令和8年3月31日(火曜日)(必着)までは、富山県収入証紙により手数料を納付することも可能です。この場合は、証紙を申請書に貼付けしてください。手数料等納付証明書貼付用紙は不要です。
<input type="checkbox"/>	3 誓約書	
<input type="checkbox"/>	4 身分証明書	※ 本籍地の市町村で発行されるもの(禁治産者・準禁治産者の宣告、後見・破産の通知を受けていないことを証明するもの)。 ※ 運転免許証や健康保険証ではありません。 ※ 外国籍の方は身分証明書に代えて「国籍等」及び「在留カードの番号等」の記載がある住民票の抄本及び「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではなく、かつ、破産者でもない」ことの誓約書の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	5 登記されていないことの証明書	※法務局で発行されるもの(成年被後見人、被保佐人の記録がないことを証明するもの)。
<input type="checkbox"/>	6 住民票抄本	※本籍地の記載は不要です。ただし、外国籍の方は国籍・地域及び在留カードの番号等の記載が必要です。
<input type="checkbox"/>	7 宅地建物取引士資格試験合格証書(写し)	※文面に「富山県知事の委任に係る～」と記載があることを確認ください(他の都道府県知事名となっていた場合、本県において新規登録申請することはできません。)
<input type="checkbox"/>	8 登録資格を証明する書面	以下いずれかの書面を提出してください。 (1)実務講習修了証明書(原本):宅建業者での実務経験が2年に満たない方。 (2)実務経験を証明する書面:宅建業者での実務経験が2年以上ある方。会社の代表者印を押し、証明してください。 ※その他、別途書類の提出を求める場合がございます。

※公的機関より発行される各種書面(上記4、5、6)は、原則発行日より3ヵ月以内のものを使用してください。